

裁判官人事（三三名）

内閣人第一四六号	案	平成二三年九月一三日	決定	平成三年九月十四日
裁可	上奏	平成年月日	施行	平成年月日
平成	年	月	平成	年
	日		月	月

内閣總理大臣

着

内閣官房長官

血

内閣官房副長官

毛

西

内閣總務官

原

河内

裁判官人

裁判官の人事について、別紙のとおり決定することいたしたい。

なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年

十月五日閣議決定）」により、内閣總理大臣限りとされている

最高裁人任一 E 第002968号

平成22年9月10日

内閣総理大臣 菅 直人 殿

最高裁判所長官 竹崎 博允



判事補に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 平成22年9月20日)

(別紙)

太郎
木村
嵩部
高松
祐草
波増
未也
也一

判事補任命資格調(平成22年9月20日)

補職さべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法令
東京地判事補		木村太郎	26	司法修習生の修習を終えた者	裁判所法第43条
さいたま地判事補		高部祐未	25	"	"
大阪地判事補		松波卓也	23	"	"
広島地判事補		増子由一	24	"	"